

仕様書

1 業務の名称

令和8年度鳥取県西部総合事務所が所管する公用車の車検及び定期点検委託業務

2 業務の範囲

下記3の別表1から別表5まで（以下「各表」という。）の区分欄ごとに次に掲げる業務

(1) 基本点検項目に係る業務

道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第62条の規定に基づく継続検査（以下「車検」という。）及び同法第48条の規定に基づく定期点検整備（以下「定期点検」という。）に係る業務で、自動車点検基準（昭和26年運輸省令第70号。）及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）に適合するものとして、各表の基本点検項目の項において入札対象としているもの

(2) 追加点検項目に係る業務

車検及び定期点検（以下「点検等」という。）に係る（1）以外の業務で、各表の追加点検項目の項において入札対象としているもの

(3) その他に係る業務

点検等に係る（1）以外の業務で、各表のその他の項において入札対象としているもの

3 入札番号、種別、車種、登録番号、点検等の種類及び点検予定回数

入札番号	車種	台数	登録番号	検査点検の種類	点検予定回数
1	道路パトロール車 (ボンゴ、ライトエース)	3	鳥取800さ7946 鳥取800さ8489 鳥取800さ8490	車検	3
				6ヶ月点検	3
	道路パトロールカー (フォレスター)	1	鳥取800さ9609	12ヶ月点検	1
				6ヶ月点検	1
	ライトバン(日産ADバン)	1	鳥取800さ8467	12ヶ月点検	1
				6ヶ月点検	1
軽トラ道路パトロール車 (ハイゼット)	1	鳥取480た1126	12ヶ月点検	1	
軽箱バン(ハイゼット)	1	鳥取880あ945	車検	1	
軽乗用車(ハスラー)	1	鳥取581い5928	12ヶ月点検	1	
2	路面散水車 (大型自動車)	1	鳥取800は738	車検	1
				3ヶ月点検	3
	路面清掃車 (大型自動車)	1	鳥取800は874	車検	1
				3ヶ月点検	3
	側溝清掃車 (中型自動車)	1	鳥取800は490	車検	1
				3ヶ月点検	3
	排水ポンプ車 (8t中型自動車)	1	鳥取800さ8944	12ヶ月点検	1
6ヶ月点検				1	
平ボディトラック (準中型自動車)	1	鳥取800さ9428	車検	1	
			6ヶ月点検	1	
ダブルキャブダンプ (準中型自動車)	1	鳥取800さ7987	車検	1	
			6ヶ月点検	1	
凍結防止剤散布車 (中型自動車)	3	鳥取800は782 鳥取800は889 鳥取800は1084	車検	3	
			3ヶ月点検	9	

3	7 t 級除雪専用車	9	鳥取800は492 鳥取800は504 鳥取800は781 鳥取800は871 鳥取800は1162	車検	5
			鳥取800は548 鳥取800は623 鳥取800は724 鳥取800は839	12ヶ月点検	4
	10 t 級除雪専用車	4	鳥取800は509 鳥取800は988	車検	2
			鳥取800は282 鳥取800は380	12ヶ月点検	2
4	13 t 級ロータリ除雪車	1	鳥取900る40	車検	1
	14 t 級ロータリ除雪車	1	鳥取900る110	12ヶ月点検	1
	17 t 級ロータリ除雪車	1	鳥取900る73	車検	1
5	11 t 級ショベルローダ	1	鳥取000る812	12ヶ月点検	1
				特定自主検査	1
	14 t 級ドーザー	3	鳥取000る526 鳥取000る348 鳥取000る655	車検	1
				12ヶ月点検	2
				特定自主検査	3
	4m級グレーダ 3. 1m級グレーダ	3	鳥取000る368 鳥取000る755 鳥取000る913 鳥取000る368 鳥取000る755 鳥取000る913	車検	2
				12ヶ月点検	1
特定自主検査				3	

(注) 登録番号、台数、検査点検の種類及び検査発注予定回数については、令和8年4月6日現在のものあり、今後変更の可能性がある。

4 この業務の対象外の部品の交換等

(1) 上記2に規定する業務の結果、国の定める保安基準等に適合しない、若しくはその恐れがあるなど、この業務の対象とならない部品の交換、調整等（以下「対象外部品交換等」という。）が必要な場合には、受注者は、発注者とその内容について協議しなければならない。

なお、発注者は対象外部品交換等が必要と判断した場合は、当該費用をこの業務の対象外経費として、別途発注等の手続きを行う。

(2) 点検整備に使用する部品は原則として純正品とする。

受注者は、やむを得ず純正品以外の部品を使用する場合は、JIS 規格品又は同等品を使用することとし、当該部品の使用についてあらかじめ発注者の了解を得なければならない。

(3) 受注者は、2の業務の作業のうち、発注者が指定するものについては、作業前後・作業中の写真を

発注者へ提示し、発注者の確認を受けなければならない。

5 発注方法

発注者からの連絡により受注者が車両引取りを行う。

ただし、受注者が何らかの理由により、車両引取を行うことが困難であると申し出た場合は、協議により、発注者が車両引渡しを行う。

6 業務の期間

令和8年5月15日から令和9年3月19日まで

7 納入場所

鳥取県西部総合事務所車庫（鳥取県米子市糀町一丁目160番地）

8 その他

(1) 受注者は、3の表の入札番号ごとに、点検等に係る業務の完了後、直ちに業務完了報告書（点検整備記録簿）を発注者に提出し、提出の日から10日以内又は令和9年3月31日のいずれか早い日までに完了検査を受けなければならない。

(2) 受注者は（1）の完了検査に合格したときは、当該業務に要する費用を発注者に請求することができる。

(3) 車検に係る法定費用（重量税及び検査手数料）については、受注者において検査機関に対して支払うものとする。

なお、受注者は（2）にかかわらず、法定費用については発注者に前金払の請求をすることができる。

法定費用の領収書等は、業務完了報告書（点検整理記録簿）に添付して提出しなければならない。

その他車検に必要な自賠償保険については、別途発注者が手続きを行い車検日までに保険証書を受注者に送付するものとする。

(別表1)

検査点検の単価の内訳（入札番号1）

<車検>

区 分	内 容	摘 要
基本点検項目	点検項目の詳細については、法第49条第1項に規定する点検整備記録簿（以下「点検整備記録簿」という。）の該当項目とする。	入札対象 【点検整備記録簿】 普通・特種、軽・特種
追加整備項目	車体グリスアップ エアエレメント交換	入札対象 上記「点検整備記録簿」以外の整備
その他	法定費用（重量税及び検査手数料）	入札対象

※ 業務完了報告時には下記書類を提出すること。

- 1 自動車検査証、自動車検査証記録事項の写し
- 2 点検整備記録簿の写し
- 3 自動車損害賠償責任保険証明書の写し

<12ヶ月点検>

区 分	内 容	摘 要
基本点検項目	点検項目詳細については、「点検整備記録簿」の該当項目により行うものとする。	入札対象 【点検整備記録簿】 小型・特種、軽貨物自動車、軽乗用自動車
追加整備項目	車体グリスアップ エアエレメント交換	入札対象 上記「点検整備記録簿」以外の整備

※ 業務完了報告時には下記書類を提出すること。

- 1 点検整備記録簿の写し

<6ヶ月点検>

区 分	内 容	摘 要
基本点検項目	点検項目詳細については、「点検整備記録簿」の該当項目により行うものとする。	入札対象 【点検整備記録簿】 普通・特種、小型・特種

※ 業務完了報告時には下記書類を提出すること。

- 1 点検整備記録簿の写し

(別表2)

検査点検の単価の内訳（入札番号2）

<車検>

区 分	内 容	摘 要
基本点検項目	点検項目の詳細については、法第49条第1項に規定する点検整備記録簿（以下「点検整備記録簿」という。）の該当項目とする。	入札対象 【点検整備記録簿】 普通・特種
追加整備項目	車体グリスアップ エアエレメント交換	入札対象 上記「点検整備記録簿」以外の整備
その他	法定費用（重量税及び検査手数料）	入札対象

※ 業務完了報告時には下記書類を提出すること。

- 1 自動車検査証、自動車検査証記録事項の写し
- 2 点検整備記録簿の写し
- 3 自動車損害賠償責任保険証明書の写し

<12ヶ月点検>

区 分	内 容	摘 要
基本点検項目	点検項目詳細については、「点検整備記録簿」の該当項目により行うものとする。	入札対象 【点検整備記録簿】 普通・特種
追加整備項目	車体グリスアップ エアエレメント交換	入札対象 上記「点検整備記録簿」以外の整備

※ 業務完了報告時には下記書類を提出すること。

- 1 点検整備記録簿の写し

<6ヶ月点検>

区 分	内 容	摘 要
基本点検項目	点検項目詳細については、「点検整備記録簿」の該当項目により行うものとする。	入札対象 【点検整備記録簿】 普通・特種

※ 業務完了報告時には下記書類を提出すること。

- 1 点検整備記録簿の写し

<3ヶ月点検>

区 分	内 容	摘 要
基本点検項目	点検項目詳細については、「点検整備記録簿」の該当項目により行うものとする。	入札対象 【点検整備記録簿】 普通・特種

※ 業務完了報告時には下記書類を提出すること。

- 1 点検整備記録簿の写し

(別表3)

検査点検の単価の内訳（入札番号3）

<車検>

区 分	内 容	摘 要
基本点検項目	点検項目の詳細については、法第49条第1項に規定する点検整備記録簿（以下「点検整備記録簿」という。）の該当項目とする。	入札対象 【点検整備記録簿】 普通・特種
追加整備項目	車体グリスアップ エアエレメント交換	入札対象 上記「点検整備記録簿」以外の整備
その他	法定費用（重量税及び検査手数料）	入札対象

※ 業務完了報告時には下記書類を提出すること。

- 1 自動車検査証、自動車検査証記録事項の写し
- 2 点検整備記録簿の写し
- 3 自動車損害賠償責任保険証明書の写し

<12ヶ月点検>

区 分	内 容	摘 要
基本点検項目	点検項目詳細については、「点検整備記録簿」の該当項目により行うものとする。	入札対象 【点検整備記録簿】 普通・特種
追加整備項目	車体グリスアップ エアエレメント交換	入札対象 上記「点検整備記録簿」以外の整備

※ 業務完了報告時には下記書類を提出すること。

- 1 点検整備記録簿の写し

(別表4)

検査点検の単価の内訳（入札番号4）

<車検>

区 分	内 容	摘 要
基本点検項目	点検項目詳細については、「点検整備記録簿」の該当項目により行うものとする。	入札対象 【点検整備記録簿】 大型特殊
追加整備項目	車体グリスアップ	入札対象 上記「点検整備記録簿」以外の整備
	エンジン及びシャーシスチーム洗浄	
その他	法定費用（検査手数料）	入札対象

※ 業務完了報告時には下記書類を提出すること。

- 1 自動車検査証、自動車検査証記録事項の写し
- 2 点検整備記録簿の写し
- 3 自動車損害賠償責任保険証明書の写し

<12ヶ月点検>

区 分	内 容	摘 要
基本点検項目	点検項目詳細については、「点検整備記録簿」の該当項目により行うものとする。	入札対象 【点検整備記録簿】 大型特殊
追加整備項目	車体グリスアップ	入札対象 上記「点検整備記録簿」以外の整備
	エンジン及びシャーシスチーム洗浄	

※ 業務完了報告時には下記書類を提出すること。

- 1 点検整備記録簿の写し

(別表5)

検査点検の単価の内訳（入札番号5）

<車検及び特定自主検査>

区 分	内 容	摘 要
基本点検項目	点検項目詳細については、「点検整備記録簿」の該当項目により行うものとする。	入札対象 【点検整備記録簿】 大型特殊
追加整備項目	車体グリスアップ	入札対象 上記「点検整備記録簿」以外の整備
	エンジン及びシャーシスチーム洗浄	
特定自主検査	厚生労働省安全衛生部安全課監修 特定自主検査記録表に基づき行うものとする。	入札対象
その他	法定費用（検査手数料）	入札対象

※ 業務完了報告時には下記書類を提出すること。

- 1 自動車検査証、自動車検査証記録事項の写し
- 2 点検整備記録簿の写し
- 3 自動車損害賠償責任保険証明書の写し

<12ヶ月点検及び特定自主検査>

区 分	内 容	摘 要
基本点検項目	点検項目詳細については、「点検整備記録簿」の該当項目により行うものとする。	入札対象 【点検整備記録簿】 大型特殊
追加整備項目	車体グリスアップ	入札対象 上記「点検整備記録簿」以外の整備
	エンジン及びシャーシスチーム洗浄	
特定自主検査	厚生労働省安全衛生部安全課監修 特定自主検査記録表に基づき行うものとする。	入札対象

※ 業務完了報告時には下記書類を提出すること。

- 1 点検整備記録簿の写し